

2011年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

《回答》

今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

《回答》

今のところ考えておりません。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後も参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

《回答》

移管済みです。相続、分納、減免については応じます。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

《回答》

災害時の職員の配置については、災害応急対策における地域防災計画に基づく配置を基本とするとともに、り災証明書の発行など、必要な住民サービスが提供できるよう、状況に応じた臨機応変の対応に努めます。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

《回答》

国や県の被害想定に基づき地域防災計画を見直すとともに、本市の状況に応じた応急対策を実施します。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

《回答》

公共施設の耐震化については、平成22年度までに完了しました。今後、国の被害想定等を踏まえて、備蓄食糧の確保などに対応していきます。

また、住宅の耐震化についても、引き続き無料耐震診断や耐震改修費補助などを実施します。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

《回答》

引き続き、体育館等の改修などに合わせて、バリアフリー化を進めていきます。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

《回答》

災害時には市内福祉施設を福祉避難所として指定し、災害弱者の避難施設として施設等を利用することに関する協定を締結しています。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

《回答》

災害拠点病院は、県が指定している病院であるため、県へ陳情すべき項目と考えます。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

《回答》

国、県等の被害想定を踏まえて、防災マップの改訂、避難経路の確保などを進めます。

⑧防災教育を徹底してください。

《回答》

引き続き、学校教育、出前講座、防災訓練などで防災教育に努めます。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

《回答》

介護保険料・保険料負担段階は、介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第5期事業計画推進委員会で検討してまいります。介護報酬の改定、保険料負担段階第3

段階細分化などは国の動向等を注視しながら設定していきたいと考えております。

- ②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

《回答》

知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

- ★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

《回答》

知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

- ★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

《回答》

知多北部広域連合第5期事業計画推進委員会で検討してまいります。

- ★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

《回答》

知多北部広域連合第5期介護保険事業計画により、施設整備を進めてまいります。

- ★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

《回答》

知多市の人口規模や包括支援センターの利便性、機能性を高めるため、平成20年度に二箇所設置してあった包括支援センターを統合しました。社協に設置することで交通アクセスの利便性をたかめ、高齢者虐待相談センター、知多地域成年後見センターを設置し、支援体制の機能強化を図りました。また、委託料については適正な事業委託が行えるよう務めてまいります。

- ⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

《回答》

第4期事業計画の施行に伴い、国により介護報酬が改定され、介護従事者等に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、平成22年度から、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき介護職員処遇改善交付金が交付されています。

研修につきましては、研修支援事業が行われております。

また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。

国庫負担の増額、介護報酬改善、処遇改善につきましては、全国介護保険広域化推進会議を通じて要望しております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

★① 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

《回答》

一人暮らし高齢者、高齢者世帯で要件を満たした方について民生委員が訪問し、生活状況の調査や緊急連絡先などの登録を行っています。また継続分については年1回(6月)民生委員が状況調査書で実態調査を行い、安否の確認をしています。

また、ひとり暮らし高齢者については希望される方に老人クラブ員による友愛訪問を毎月1回実施し、安否確認を行っています。

食事サービスでの配食の際には、弁当を手渡しし安否確認を実施しています。買い物支援については市の施策の中に該当するものはないです。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

《回答》

福祉タクシー料金助成制度により、75歳以上の高齢者を対象にタクシーの初乗り料金相当額の助成利用券(年間12枚以内)を交付しております。また市のコミュニティ交通「あいあいバス」の定期券(1ヶ月 2000 円で乗り放題)を利用できます。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

《回答》

宅老所、街角サロンなど、集まりの場への援助につきましては、市の地域福祉振興事業補助金の制度により、これらを運営するボランティア団体に補助金を交付しております。(現在5団体が交付を受けています。)

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

《回答》

現在のところ市で整備する考えはありません。

② 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

《回答》

買い物、調理が困難なひとり暮らし高齢者や要支援・要介護認定を受けている方を含む高齢者世帯を対象に実施しております。配食は 365 日対応をしており、アセスメントを実施のうえ決定しています。配食は夕食のみで、手渡しすることで安否確認も行っています。また買い物調理が困難な方を対象としているため、食材費相当分を自己負担とし、調理・配送コストを市が助成している状況です。負担額の引き下げは現在のところ考えておりません。

なお、高齢者を対象としたふれあい式の会食を行う給食ボランティア団体に対し、市補助金(地域福祉振興事業補助金)を交付しています。

(3) 障がい者控除の認定について

★① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

《回答》

普通障害者に対しては、平成21年分確定申告から障害者控除の対象としています。特別

障害者については、すでに実施済みです。

- ★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

《回答》

すべての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

- ★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

《回答》

国、県の動向を踏まえて検討していきます。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

《回答》

保険料滞納者に対し、保険証の取り上げ、資格証明書の発行はしていません。また短期保険証についても、該当する被保険者一律に機械的な交付をするということではなく、低所得者への配慮や十分な納付相談を行った上で実施していきます。

3. 子育て支援について

- ★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

《回答》

20年4月診療分から愛知県の補助対象の拡大に併せ、通院は小学校卒業までに、入院については中学校卒業までに拡大し、24年4月診療分から中学生の通院も助成の対象とする予定です。18歳年度末までの現物給付の助成拡大は考えていません。

- ②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

《回答》

現在、妊産婦健診として、子宮頸がん健診と、産前に14回、産後1回の健診に対して無料で受診できるよう助成を行っています。また、今年度からは、HTLV-1・クラミジア検査を追加しました。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

《回答》

知多市では、就学援助制度の主旨に鑑み、対象を生活保護基準額の1.0倍までの所得の世帯としており、現在内容等の拡充の考えはありません。

また、申請受付については、学校及び市学校教育課窓口で受け付けており、民生委員の証明は不要です。

- ④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

《回答》

学校給食法において経費の負担区分が定められており、学校給食の実施に必要な施設及び

設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとされていることから、学校給食費を無料化する考えはございません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

《回答》

国民健康保険制度の広域化については、国の進める施策であり、反対の考えはありません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

《回答》

国民健康保険事業は、一般会計から独立した会計のもとで国税や国庫負担金等の特定の収入を財源に行うもので、保険税率等は適正なものとし、保険税を上げないための安易な繰り入れは考えておりません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

《回答》

応益負担の考えから、その考えはありません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

《回答》

減免制度の拡充については、現在考えておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》

減免制度の拡充については、現在考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

《回答》

現在、資格証明書は交付していませんが、18歳年度末までの子どものいる世帯や母子家庭、障がい者のいる世帯などは交付の対象とはしません。

また、義務教育修了前の子どもについては、6ヶ月以上の有効期限の保険証を交付します。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

《回答》

保険税の滞納を理由に給付の制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回答》

分納誓約書を提出した世帯のうち、定期的に納付が履行され、今後も納付計画に従って納付されると見込まれる世帯には、正規の保険証を交付できることとしております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

《回答》

財産調査等により実態把握に努め、再三の催告、納税相談等に応じていただけない場合や著しく約束が履行されない場合等について、やむを得ず差押えを実施しています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

《回答》

一部負担金の減免制度の拡充については、現在考えておりません。

なお、一部負担金の減免制度の周知につきましては、市広報誌、ホームページで行っています。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

《回答》

障害福祉サービスの自己負担、施設での食費などの利用者負担につきましては、国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

《回答》

自立支援医療のうち精神通院医療につきましては、県とともに自己負担額を全額助成しています。また更生医療につきましては一定以上の身体障害者は障害者医療制度により県とともに自己負担額を全額助成しています。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

《回答》

国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

《回答》

移動支援事業における利用者負担額は障害福祉サービス費と同様に考えています。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

《回答》

国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を

支給してください。

《回答》

サービスの利用量につきましては障害程度区分による制限は加えていません。地域生活支援事業に対する予算は必要額を確保しており、移動支援も必要時間数を支給しています。

- ③ 第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

《回答》

計画の策定にあたっては、昨年度実施したアンケート結果を考慮するとともに事業者の意見聴取を予定しています。基盤整備につきましては関係社会福祉法人等とも連携し、支援策を検討していきます。

- ④ 国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

《回答》

予定していません

- ⑤ 障害者差別禁止条例を制定してください。

《回答》

予定していません

6. 健診事業について

- ★① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターで行う集団方式をともに実施してください。

《回答》

特定健診は、集団方式で、歯周疾患検診は、個別方式で、無料で実施しています。

がん検診は、胃がん・大腸がん・前立腺がん検診は、集団方式で、子宮けいがん・乳がん検診は、個別・集団方式で、実施しています。がん検診は自己負担をお願いしており、無料にすることは考えておりません。ただ、70歳以上の方、生活保護世帯の方については、無料で実施しております。

個別方式を実施していない検(健)診につきましては、今後の検討課題と捉えています。

- ② 40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

《回答》

若年健康診査として、20歳から39歳までを対象に実施しており、受益者負担の原則から自己負担をいただいております。無料にすることは考えておりません。

7. 予防接種について

- ★① ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸ガンワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

《回答》

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に基づき実施している任意の予防接種ですので、現在は自己負担をお願いしています。無料にすることは考えておりません。

ただ、市民税非課税世帯等は、申請に基づき負担金を免除しております。

- ② 高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種の助成制度を設けてください。

《回答》

高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)予防接種は、法に定められた予防接種ではなく、副作用等の健康被害が生じた場合には、市が独自に救済をしなくてはならないことから、慎重に対応すべきと考えていますが、他市町の実施状況等を勘案し検討していきたいと考えています。

8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

《回答》

生活保護の制度を説明し、本人に生活保護申請の意思を確認しています。

- ②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

《回答》

生活保護の制度を説明し、本人に生活保護申請の意思を確認しています。

- ③就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

《回答》

生活保護受給者数にあわせ、適正な職員配置をしています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

《回答》

今後検討していきます。

- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

《回答》

後期高齢者医療制度は廃止については、意見書・要望書を提出する考えはありません。また、国民健康保険の広域化については、反対の考えはありません。国庫負担の増額については、今後も要望していきます。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

《回答》

今後検討していきます。

- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充

し、恒久措置としてください。

《回答》

今後検討していきます。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

《回答》

意見書・要望書を提出する考えはありません。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

《回答》

診療報酬改定等の必要な要望については、全国自治体病院協議会等を通じて要望していきます。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

《回答》

市長会で取りまとめていただきたいと考えています。

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

《回答》

市長会で取りまとめていただきたいと考えています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

《回答》

機会を捉えて、要望してまいります。

②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

《回答》

機会を捉えて、要望してまいります。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

《回答》

機会を捉えて、要望してまいります。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

《回答》

機会を捉えて、要望してまいります。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

《回答》

機会を捉えて、要望してまいります。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

《回答》

市単独で精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の方については、全疾患について医療費助成対象とする予定です。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

《回答》

今後の国の動向を見守りたいと考えています。

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

《回答》

検討課題としてまいります。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

《回答》

機会を捉えて、要望していきます。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

《回答》

保険料の法定軽減が実施されており、保険料の軽減は図られていると考えていますが、引き続き要望してまいります。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

《回答》

保険証取り上げ・資格証明書の発行は極力行わないように指導を受けていますので、意見書・要望書を提出する考えはありません。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

《回答》

検討課題としてまいります。

以上